

町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務委託  
受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2019年4月25日公表

目次

1. 事業の経緯、契約の目的
2. 契約の概要
3. プロポーザルの目的
4. プロポーザルの形式、参加資格及び参加に対する制限
5. 技術者要件
6. プロポーザルの日程
7. プロポーザルの手順
8. 評価、採点基準
9. その他留意事項
10. 事務局

## 1 事業の経緯、契約の目的

### (事業の経緯)

町田市の中心市街地である町田駅周辺は商業集積が進み、市民だけでなく周辺市の人々や学生など多くの人が集まる広域的な一大商業拠点として発展をしてきた地域です。

しかし、近年、周辺都市における開発により、「商都まちだ」は突出した存在ではなくなっている状況です。今後も続く予想される激しい都市間競争や人口減少、少子高齢化といった時代背景のなかで、町田駅周辺が選ばれ続けていくため、2016年7月に「町田市中心市街地まちづくり計画」を策定し、これまでの“量の充足”を進めるまちづくりから“質の向上”に重点を置いたまちづくりへと再スタートをきったところになります。

一方、多摩都市モノレールの町田方面延伸やリニア中央新幹線の神奈川県駅開業に代表される交通インフラ整備の影響により、近い将来、ヒト・モノの流れが大きく変化することは明白であり、さらに、ICT・IRT技術の進歩も相まって、就業スタイルやライフスタイルそのものも大きく変化することが予想されます。

これら社会情勢や環境の変化を的確に捉え、新時代に対応したまちとして、持続的に発展していくためのまちづくりが求められています。

特に多摩都市モノレールの町田方面延伸は、町田市が活力にあふれ、町田ならではの魅力をもって、将来にわたり選ばれ続けるまちとなるために欠かすことのできない、まちづくりの動きを喚起するものです。多摩地域を南北に結ぶ都市活動軸として、移動の利便性が向上することはもちろん、沿線のまちの魅力向上や活性化を一段と進める契機と捉えています。

モノレール沿線においては、中間駅周辺における生活中心地の形成、大規模団地の再生、北部丘陵地域の活性化など、これまで取り組んできたまちづくりを促進するものです。

町田駅周辺においても、モノレール延伸という最大のチャンスを活かし、駅周辺が抱える問題を克服しつつ、誰もが快適にすごせるようにするための町田駅周辺のリニューアルを行っていくものです。

なお、町田駅周辺が抱える主な問題点は以下のように考えられます。

- 路線バスの乗降場が点在しており、乗り場がわかりにくい。快適な待合スペースが不足している。路線バスと鉄道の乗り換えルートが多岐にわたり、複雑である。
- 現状のペDESTリアンデッキは、鉄道を乗り換える通勤・通学の人々が多く、子供を連れている人や高齢者にとっては歩きづらい環境となっている。また、歩行者にとって快適な滞留空間が不足している。
- 小田急線とJR横浜線の駅どうしで視認性が悪いことや、改札フロアが異なる高さがあり、乗り換え時に上下移動を伴うことで、乗り換えの利便性が損なわれている。
- 中心市街地のシンボルロードである町田都市計画道路3・4・11号線、通称原町田大通りは、芹ヶ谷公園への玄関口としてのシンボル性と誘導性に欠ける。また、東西に連なる商店街のにぎわいの一体感を妨げているという声もある。
- 小田急線の線路が、東西地域のまちの連続性を分断しているといった声がある。
- 森野住宅地区は駅に近いなど立地に恵まれているが、アクセス性が悪く、十分な土地利用が図られていない。

### (契約の目的)

多摩都市モノレールの町田方面延伸を契機とした町田駅周辺の再編を進めるためには、町田駅周辺が抱える問題を認識した上で、既存の概念や制約に捉われない大胆かつ斬新な発想に基づく、まちの目標像の設定が求められています。これを基に、行政と民間事業者が今後整備する施設について、相互に空間計画を調整し、各施設の設計に反映させていくプロセスが不可欠です。

本業務では、別図に示す検討範囲を中心に、町田駅周辺に点在する都市機能と鉄道駅との繋がりを、都市デザイン、ランドスケープデザインや建築デザインなどの複合的な観点から検討し、魅力的な都市空間を備えた未来のイ

メージパースを作成します。加えて、関係者の共通理解を深め、目指す方向性を示した『新たな「駅まち」空間デザインコンセプト』をとりまとめ、実現に向けた方策等を検討します。

なお、別途発注予定である(仮称)公共交通網再編検討業務と適宜連携を取りながら業務を実施することとします。加えて、町田駅周辺の関係者が一堂に会して議論する予定の(仮称)「駅まちマネジメント会議」との調整を図りながら業務を進めることとします。

## 2 契約の概要

契約件名	町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約締結日 ～ 2020年3月19日
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務委託仕様書(案)のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。 前払い又は中間払いはしない。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は25,000,000円(税込)とする。

## 3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、本業務が総合的かつ細やかな都市計画の検討を必要とすることを踏まえ、価格のみの競争ではなく、高度な企画力及び設計技術を有し意欲のある技術者チームを広く全国から募ることや、事業者又は管理技術者等の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うものです。

契約者の決定は、プロポーザルに参加する事業者が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

## 4 プロポーザルの形式、参加資格及び参加に対する制限

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、参加資格は次のaからfまでのすべての条件を満たしている事業者とします。ただし、個人を含む複数の事業者(以下「協力事務所」という。)がグループを構成(以下「共同企業体」という。)して参加しようとする場合は、代表事業者を選定の上、次のアからエまでの条件を満たしてください。

ア 代表事業者は a から e までを満たすこと。

イ 代表事業者以外の事業者は b から e までを満たすこと。

ウ 共同企業体のいずれかの事業者が f の条件を満たすこと。

エ 本業務委託の契約期間終了後も、3 ヶ月は共同企業体として存続するものであること。

また、参加に対する制限は次の①から⑤までに掲げた条件となります。

### (1)参加資格

- a 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格を有すること。

- b 町田市入札参加資格停止措置要綱(昭和 62 年 5 月 1 日適用)による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱(平成 21 年 12 月 1 日施行)による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- c 町田市と円滑に連絡調整できる地域に本店又は営業所があること。
- d 経営不振の状態にないと認められること。
- e 委託候補者として選定された場合、委託期間内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した管理技術者及びその他の技術者を確実に配置できること。ただし、技術者は「5 技術者要件」に掲げる要件を満たす者であること。
- f 本件と類似業務の実績を有すること。(注1)

(注1)類似業務とは、次のいずれかの業務をいう。以下この説明書において同じ。

- ・鉄道駅の周辺における、駅前広場又は街路等の公共施設の整備に係る基本計画又は基本設計
- ・鉄道駅の周辺における、駅前広場又は街路等の公共施設の整備に伴う交通計画又は景観検討

(2)参加に対する制限

- ① 同一の応募者による複数の応募はできません。
- ② 連名による応募は不可とします。(管理技術者は1人とします。)
- ③ 協力事務所となった者は、自らが参加者となることはできません。
- ④ 共同企業体の各構成員は、さらに他の参加設計共同体の構成員となることや、単独で応募者となることはできません。
- ⑤ 次に掲げる者は参加することはできません。また、参加者は次に掲げる者から直接または間接に支援を受けることができません。
  - ・評価委員会委員及びその家族
  - ・評価委員会委員若しくはその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問をしている営利団体に所属する者
  - ・主催者の組織に所属する者

## 5 技術者要件

### (1) 管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

- ① 技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)、技術士(建設部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)又は一級建築士のいずれかの資格を有する者
- ② 駅前広場又は街路等の公共施設の整備に係る基本計画又は基本設計に係る業務の実績を有すること。

### (2) 照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

- ① 技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)、技術士(建設部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)又は一級建築士のいずれかの資格を有する者

### (3) アーバンデザイン技術者

都市デザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

- ① 技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)、技術士(建設部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)又は一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- ② 駅前広場又は街路等の公共施設の整備に係る基本計画又は基本設計に係る業務の実績を有すること。

### (4) 交通計画技術者

交通計画に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

- ① 技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)又は技術士(建設部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)のいずれかの資格を有する者

- ② 駅前広場又は街路等の公共施設の整備に伴う交通計画に係る業務の実績を有すること。
- (5) ランドスケープ技術者  
駅前広場、街路など屋外空間のデザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。
- ① 技術士(総合技術監理部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)、技術士(建設部門 選択科目:建設一都市及び地方計画)又は登録ランドスケープアーキテクトのいずれかの資格を有すること。
- ② 駅前広場又は街路等の公共施設の整備に伴う景観検討に係る業務の実績を有すること。
- (6) 建築技術者  
建築物のデザイン誘導等の検討に関わる業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。
- ① 一級建築士の資格を有すること。
- (7) その他
- ① 管理技術者は、アーバンデザイン技術者、交通計画技術者、ランドスケープ技術者又は建築技術者のいずれかを兼ねることができるものとする。
- ② アーバンデザイン技術者は建築技術者を兼ねることができるものとする。
- ③ ①及び②の場合を除き、照査技術者、アーバンデザイン技術者、交通計画技術者、ランドスケープ技術者及び建築技術者は、原則として他の技術者を兼ねることができない。
- ④ 管理技術者、アーバンデザイン技術者及び交通計画技術者の業務実績については、発注主体の官民及び元請け、下請けの別を問わないものとし、また、過去に所属していた企業における実績(管理技術者にあつては、管理技術者又は主任技術者としての実績に限る。)を含むものとする。
- ⑤ 配置予定技術者は、本業務が完了するまで責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。また、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に従事させること。
- ⑥ 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。
- ⑦ 管理技術者その他の技術者が、他の提案者の技術者になることはできない。

## 6 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表、公募開始	2019年4月25日(木)
(2)	資料配付	2019年4月25日(木)
(3)	参加申請書の提出	2019年5月13日(月)午後4時まで
(4)	参加申請審査結果の通知等(メール)	2019年5月14日(火)
(5)	質疑の提出(メール)	2019年5月16日(木)午後4時まで
(6)	質疑の回答	2019年5月21日(火)
(7)	提案書等の提出	2019年6月6日(木)午後4時まで
(8)	一次審査	2019年6月13日(木)まで
(9)	一次審査結果、二次審査開催の通知(メール)	2019年6月14日(金)
(10)	二次審査パワーポイント等資料の提出(メール)	2019年6月20日(木)まで
	二次審査	2019年6月24日(月)指定時間
(11)	結果通知(メール)、結果公表	2019年6月26日(水)予定
(12)	契約内容の調整、仕様書の決定	2019年7月2日(火)予定
(13)	見積書の提出	2019年7月2日(火)予定
(14)	契約書の調印、契約締結	2019年7月3日(水)予定

## 7 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

### (1) 案件公表、公募開始

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

### (2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書(=当資料)
- ② 町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務委託仕様書(案)
- ③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 印刷特記仕様書
- ⑤ 業務委託契約書及び約款
- ⑥ プロポーザル参加申請書(指定様式)
- ⑦ 質疑書(指定様式)
- ⑧ 提案書(鑑)(指定様式)
- ⑨ 類似業務実績書(管理技術者)(指定様式)
- ⑩ 類似業務実績書(その他技術者)(指定様式)
- ⑪ 協力事務所に関する調書(協力事務所含めた業務体制を説明するための調書)(指定様式)
- ⑫ 誓約書(経営不振の状態にないことの誓約書)(指定様式)

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル

また、参加申請審査の結果、承認されたプロポーザル参加者には、企画書作成の参考として別途追加資料を電子メールで配布いたします。

### (3) 参加申請書の提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」を作成し、「業務実績」「類似業務実績書(管理技術者)」「類似業務実績書(その他技術者)」「協力事務所に関する調書」及び「誓約書」を添付して、2019年5月13日(月)午後4時までに、都市づくり部都市政策課多摩都市モレール推進室に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、共同企業体により参加を希望する場合は、代表事業者の情報を記載し、「共同企業体を編成したことを証明する書面」(契約書、協定書の写しなど)を添付してください。

### (4) 参加申請審査結果の通知等(メール)

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」を電子メールで送付します。

また、参加申請審査の結果、承認されたプロポーザル参加者には、併せて別途追加資料を電子メールで送付いたします。

### (5) 質疑の提出(メール)

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名: 町田駅周辺「駅まち」空間検討質疑\_参加業者名(代表事業者名)\_送信年月日

例: 町田駅周辺「駅まち」空間検討質疑\_株式会社▲▲▲\_190401

(株式会社▲▲▲が2019年4月1日に質疑書を送信した場合)

提出期限: 2019年5月16日(火)午後4時まで

電子メールアドレス: [mcity4060@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity4060@city.machida.tokyo.jp)(全て半角)

(6) 質疑の回答

提出された質問事項を取りまとめて、「質疑回答書」を町田市ホームページで公表します。

ただし、公平な競争を妨げるおそれがあると判断した場合については、質問者のみに回答する場合があります。なお、「質疑の回答事項」については、本説明書の追加または修正とみなします。

回答日:2019年5月21日(火)

(7) 提案書等の提出

次のとおり提出書類を作成し、2019年6月6日午後4時までに、都市づくり部都市政策課多摩都市モルルール推進室に郵送又は持参してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
<b>【共通事項】</b> 提出書類は、企画書を除き A4 判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書き、文字サイズは 10 ポイント以上とします。 企画書は、A3 判を使用し、文字サイズは自由とします。 文字等の色指定はありません。 企画書には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書(鑑) ＜指定様式＞ 提出部数:1部	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。
見積書 ＜様式自由＞ (片面印刷) 提出部数:1部	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。 ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。
企画書 ＜様式自由＞ 様式:A3 判 3 ページ以内 (片面印刷) 提出部数:13部	以下のテーマ1～5の内容について、提案してください。 企画書は、イメージスケッチやイラストを用いるなど、伝える力やデザイン性等もアピールしてください。 なお、次の2点を前提として提案してください。  ・多摩都市モルルールの町田駅(仮称)を町田都市計画道路3・4・11号線の道路内に配置すると仮定します。 駅位置については、まちの将来像実現にとって、最適と思われる配置として提案してください。  ・小田急線の高架化を仮定します。 踏切解消は、移動の円滑化や市街地の一体化、高架下空間の有効活用など、まちにとって多大な効果が期待されることから、これを仮定して提案してください。  <b>【テーマ1:多摩都市モルルールの延伸を見据えた町田駅周辺の将来像について】</b> 多摩都市モルルール町田方面延伸は、町田駅周辺をリニューアルする最大のチャンスと捉えています。 モルルール延伸による人の流動の変化や、技術革新がもたらす働き方・暮らし方など社会情勢・環境の変化を町田駅周辺に当てはめると共に、従来のような駅前

を交通広場としてのみ考えるのではなく、駅前空間全体を「大きな広場」と見立て、その中に町田駅を訪れる人々の多様かつ活発な都市活動を支える都市機能があり、またその中に電車やバス、モノレールなど交通機関の乗り口があるというように、従来とは異なる新たな概念に基づいた「駅まち」空間の形成が必要であると考えています。

一方で、商業の観点からみると、近郊で郊外型の大型店舗が増加する中、駅前の商業拠点のあり方について、隣接する相模原市を含めた広域的な視点から再定義する必要があります。町田駅周辺がこれまでの郊外都市の商業拠点としてだけでなく多様な都市機能をもつ拠点として生まれ変わる必要があります。

このような新たな発想を取り入れることで、町田駅周辺が将来にわたり、選ばれ続けるまちとなるための将来像が今求められています。

この将来像が、町田駅周辺に関わる多くの人たちの共感を得ることができ、それに向かってみんなで取り組んでいくための目標となることを目指しています。

このことを踏まえて、将来を見据えた町田駅周辺のあるべき姿について、提案してください。

#### 【提案におけるポイント】

- ・モノレール延伸など将来を見据えた魅力的な都市機能の配置
- ・現在の町田駅周辺にはない都市機能
- ・駅前の商業業務ビル等の再編と町田駅にふさわしいまちなみ景観
- ・地域の分断解消や森野住宅地区の土地利用

なお、提案にあたっては、具体性や実現可能性、他の駅にはない独自性を考慮してください。

#### 【テーマ2:自動車交通(公共、一般)等のあり方について】

町田市では、バス路線が網の目のように発達しており、路線バスが市民生活の足となっています。町田駅には1日1000本を超える路線バスが一極集中しており、町田駅周辺の交通に負荷がかかっている状況です。

多摩都市モノレールは、路線バスに代わる基幹交通としての役割を果たすものと期待しており、モノレールと路線バスが適切な役割分担のもと、共存し、快適な移動を実現するため、モノレール延伸に合わせた公共交通網の再編を目指しています。具体的には、モノレールを軸として、拠点となる中間駅に周辺のバス路線を集約するような再編を考えています。これにより町田駅に集中する路線バスが減り、町田駅周辺の交通負荷を軽減します。

また、公共交通網の再編に合わせた快適で便利な交通ターミナル(モノレール駅も含めた3つの駅とバス)の実現が求められています。点在するバス乗降場を集約し、乗り換えしやすくすると共に快適な待機スペースを備えるなど機能の充実を目指しています。

モノレール延伸により、町田駅周辺を訪れるための交通手段として公共交通機関が一層充実されると、公共交通機関のみが通行できる都市空間の創出など、駅前イメージを大きく変えるための新たな思考に基づく交通体系の実現が期待されま



す。

そのためには、一般自動車の乗り入れの制限等が必要であり、駐車場施策(駐車を店舗等の敷地から離れた場所に確保する隔地の考え方など)や荷捌き施策について、考慮しなければなりません。

これらのことを踏まえて、町田駅周辺における自動車交通(公共、一般)等のあり方について、提案してください。

**【提案におけるポイント】**

- ・モノレール延伸に合わせた公共交通網再編
- ・快適で便利な交通ターミナル機能
- ・公共交通機関のみが通行できる空間創出に向けた交通体系
- ・一般車両や荷捌き車両の課題

なお、提案にあたっては、具体性や実現可能性、他の駅にはない独自性を考慮してください。

**【テーマ3:歩行者空間のあり方について】**

町田駅のペDESTリアンデッキは、小田急線・JR横浜線の双方で1日に50万人という乗降客が現在、通っています。モノレール延伸により、人の流動が大きく変化していく中でペDESTリアンデッキのあり方について、見直しを行う必要があります。デッキ上を急いで歩きたい通勤・通学の人だけでなくゆっくりと歩きたい小さな子を連れている人や高齢者にも安心して使ってもらえることができるような歩行者空間を実現しなければなりません。

交通機関どうしの乗り換えだけでなく、商業業務ビルや商店街、さらには芹ヶ谷公園へ多くの人を導き、にぎわいをつなげていくためのまちの回遊性を考慮した歩行者空間の確保が求められています。

また現在、アクセス性に課題がある森野住宅地区への快適な動線も必要です。

さらに、歩行者空間はこれまでの通行機能としてだけでなく、広場としての拡がりをもたせ、町田駅周辺を訪れる人たちがそこで時間を過ごしたくなるようなにぎわいのある居心地のよいオープンスペースの確保を目指しています。

これらのことを踏まえて、町田駅周辺における歩行者空間のあり方について、提案してください。

**【提案におけるポイント】**

- ・バリアフリーを意識した誰もが利用しやすい歩行者空間
- ・商業業務ビルや商店街や芹ヶ谷公園などまちの回遊性
- ・森野住宅地区への快適なアクセス
- ・歩行者のためのオープンスペース

なお、提案にあたっては、具体性や実現可能性、他の駅にはない独自性を考慮してください。

	<p><b>【テーマ4:将来像の実現に向けた方策等について】</b></p> <p>まちの将来像を実現するためには、町田駅周辺に関わる多くの人たちの理解と協力が必要となります。そのためには多くの人たちが受け入れることのできる説得力のある事業の実現に向けた方策や進め方の検討が必要です。</p> <p>このことを踏まえて、テーマ1～3の実現に向けた方策等について、提案してください。</p> <p><b>【提案におけるポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像の実現に向けた方策</li> <li>・事業の実現に向けた方策の最適性</li> <li>・実現までのプロセス</li> <li>・対象となるステークホルダー</li> </ul> <p>なお、提案にあたっては、具体性や実現可能性、他の駅にはない独自性を考慮してください。</p> <p><b>【テーマ5:業務実施体制及び業務実施方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の人員配置、連携推進体制等について、提案してください。</li> <li>・業務の実施手順、フローやスケジュール管理等について提案してください。</li> </ul>
<p>類似業務実績書 (管理技術者) &lt;指定様式&gt; (片面印刷) 提出部数:1部</p>	<p>契約締結後に管理技術者になる予定の者の業務実績について、本案件への活用が期待できる経験や実績を、指定様式に記載してください。</p> <p>予定管理技術者が過去に所属していた企業における実績も含めます。</p> <p>案件が多い場合は、より本案件につながる・活かせるもの優先してあげてください。</p> <p>実績の有無だけでなく、本案件の目的や業務内容に対する理解力等についても評価しますので、本案件と類似する点及びその実績の何が活用できるか等について表現し、アピールしてください。</p> <p>技術者要件を満たす資格に関する登録証の写しを添付してください。</p> <p>技術者要件を満たす実績に関する契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。</p>
<p>類似業務実績書 (その他技術者) &lt;指定様式&gt; 提出部数:1部 (片面印刷)</p>	<p>契約締結後に技術者になる予定の者の業務実績について、本案件への活用が期待できる経験や実績を、指定様式に記載してください。</p> <p>予定技術者が過去に所属していた企業における実績も含めます。</p> <p>案件が多い場合は、より本案件につながる・活かせるもの優先してあげてください。</p> <p>実績の有無だけでなく、本案件の目的や業務内容に対する理解力等についても評価しますので、本案件と類似する点及びその実績の何が活用できるか等について表現し、アピールしてください。</p> <p>技術者要件を満たす資格に関する登録証の写しを添付してください。</p> <p>技術者要件を満たす実績に関する契約書の写しを添付してください。件名、契約</p>

	金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。
協力事務所に関する調書 ＜指定様式＞ 提出部数：1部	協力事務所がある場合、その内容等を記載してください。
【書類の綴り方】	
※提出書類を1組ごとに重ね、左上をダブルクリップでとめてください。	

(8)一次審査

提出書類による一次審査を行います。

一次審査は、「8 評価、採点基準」に基づき、評価委員会が評価、採点を行います。6 者以上ある場合は上位 5 者を選定します。

(9)一次審査結果、二次審査開催の通知

一次審査の可否は、電子メールにて「一次審査結果通知書」を通知します。一次審査に合格した事業者のみ、二次審査を実施します。一次審査に合格した事業者には、「二次審査開催通知書」を電子メールで送付し、二次審査の日時と会場を指定します。

(10)二次審査

プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を行います。

二次審査は、「8 評価、採点基準」に基づき、評価委員会が評価、採点を行い、一次審査と二次審査の合計得点で評価され、その最高得点を取得した者を契約候補者に特定します。二次審査に出席しない場合は、採点しません。

なお、二次審査に参加する事業者でパワーポイント等の資料を使用する場合は、2019年6月20日(木)までに、都市づくり部都市政策課多摩都市モルルール推進室にメールで提出してください。パワーポイント等の資料は提出された企画書に基づくものとします。

電子メールアドレス:mcity4060@city.machida.tokyo.jp(全て半角)

項目名	注意事項等
日時	2019年6月24日(月) 集合時間は、二次審査開催通知書で指定します。
会場	町田市本庁舎9階 9-3会議室

内容	始めに、提出した企画書やパワーポイント等データの内容について、10分以内で説明してください。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分間とします。
説明員	説明員は自由としますが、契約締結後に管理技術者になる予定の方は必ず出席してください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(11)結果通知(メール)、結果公表

二次審査実施者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(12)契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と都市づくり部都市政策課多摩都市モレール推進室とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(13)見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(14)契約書の調印、契約締結

契約書に調印し、契約を締結します。

## 8 評価、採点基準

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、下表の評価項目、配点(評価委員1人当たり)に基づき評価、採点を行います。なお、「類似業務実績」については、事務局が評価、採点を行います。

審査区分	評価項目	配点
一次審査	企画書【テーマ1】	30点
	企画書【テーマ2】	30点
	企画書【テーマ3】	30点
	企画書【テーマ4】	30点
	企画書【テーマ5】	20点
	類似業務実績	10点
二次審査	プレゼンテーションについて	30点
	ヒアリングについて	30点
合計		210点

最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、企画書の得点が高い者を契約候補者に特定します。

なお、企画書の得点も同点であった場合は見積金額の低い者を特定し、見積金額も同価であった場合はくじ引きにより特定します。

## 9 その他留意事項

(1)プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(2)提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
  - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
  - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
  - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
  - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開します。ただし、同条例第5条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めるときは、該当部分を非公開とすることがあります。
- 提出書類に非公開を希望する部分がある場合は、書類提出時に申し出てください。該当書類に対する情報公開請求があったときに、市が判断する際の参考とします。(判断の結果、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。)
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

## 10 事務局

町田市都市づくり部都市政策課多摩都市モルルール推進室

所在地:〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 (町田市役所本庁舎8階)

電話:042-724-4077 F A X:050-3161-5502

e-mail:mcity4060@city.machida.tokyo.jp

## 基礎情報一覧

### 1 関連計画等

- (1) 町田市都市計画マスタープラン(2017 年部分改訂)
- (2) 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」(2011 年 12 月)
- (3) 町田市中心市街地整備構想(2014 年 3 月)
- (4) 町田市中心市街地まちづくり計画(2016 年 7 月)
- (5) 町田市景観計画(2009 年 12 月)
- (6) 町田市交通マスタープラン(2006 年 2 月)
- (7) 町田市便利なバス計画(2014 年 6 月)

### 2 都市計画

- (1) 地図情報まちだ

町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討業務 検討範囲図

